



山梨県 景観づくり推進室

屋外広告物とは？

○屋外広告物法

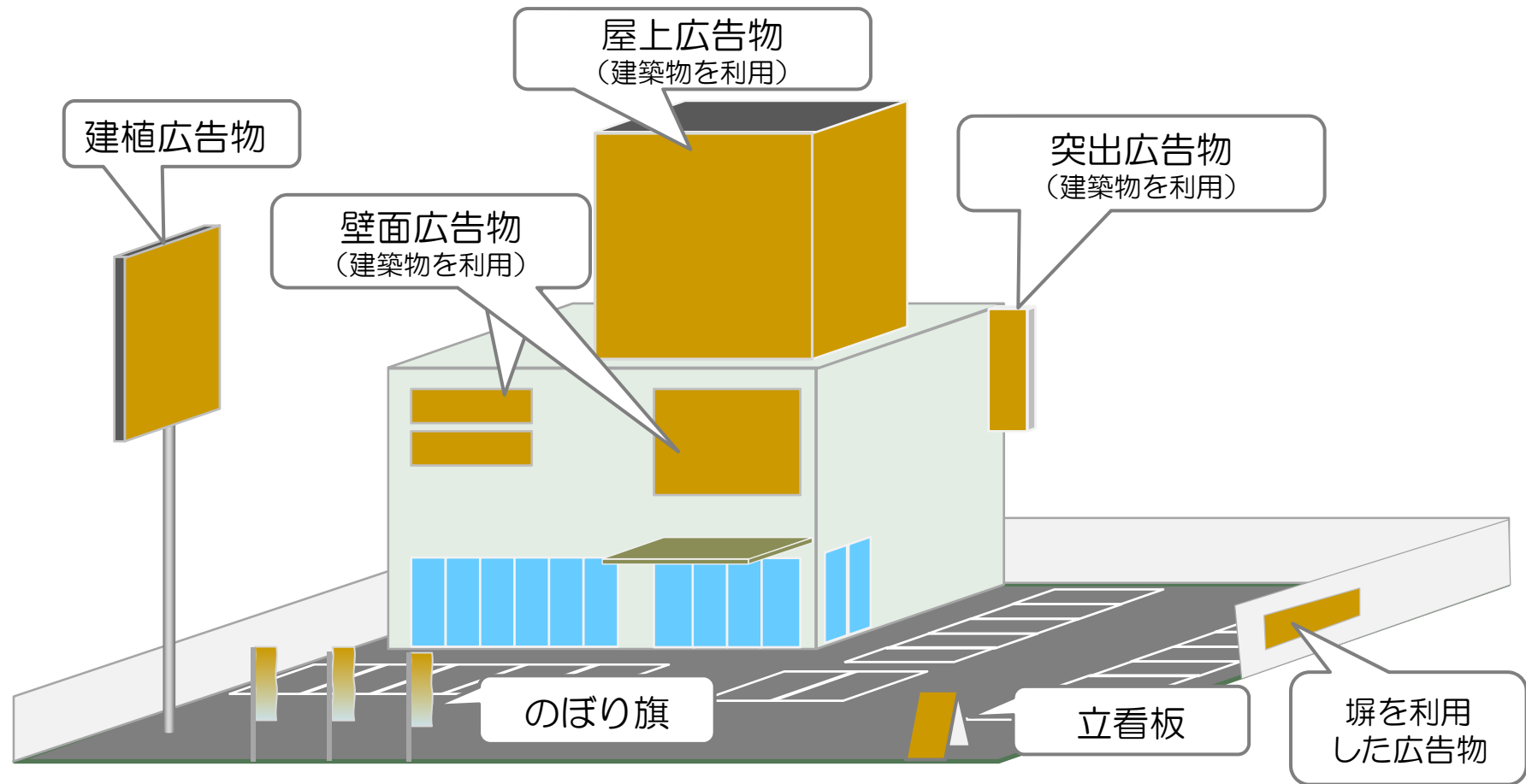
○山梨県屋外広告物条例（法に基づく）

など



規定

代表的な屋外広告物の事例



屋外広告物法及び条例の目的

- ① 「良好な景観の形成・風致の維持」
- ② 「公衆に対する危害の防止」

を目的とした規制

屋外広告物は生活や事業などのため必要なもの。
⇒これを否定するものではありません。

※広告物の氾濫や危険防止などの
観点からある程度の秩序が必要

景観と屋外広告物

良い景観とは？



- 見たい物が見えない。
- それぞれが、主張しすぎていて見にくい。



! 地域の景観に調和した屋外広告物の表示・掲出
→良好な景観の形成

山梨県屋外広告物ガイドラインについて

- ◇ 広告物はお店の顔
- ◇ 店舗イメージ、
ひいては地域イメージの向上
- ◇ 山梨の景観
(自然、果樹、風土など)を
無駄にしない。
- ◇ デザインなどのポイントや
事例などを示したもの
- ◇ 更新や改修時には、
積極的に活用してください。
(県ホームページからダウンロード出来ます。)



山梨県屋外広告物ガイドライン



屋外広告物の法体系

○屋外広告物法

地方自治体が条例を制定する場合の基準となる事項を定めるもの。

⇒実際の屋外広告物規制は、地方公共団体が法に基づき条例や規則等を定めて行っている。

<山梨県内の状況>

山梨県屋外広告物条例（平成4年施行）



他条例の規制は不可能

甲府市屋外広告物条例（平成31年4月1日施行）

※甲府市内での看板設置や広告業は、市条例が適用となります。

山梨県屋外広告物条例の規制

禁止地域（第6条）

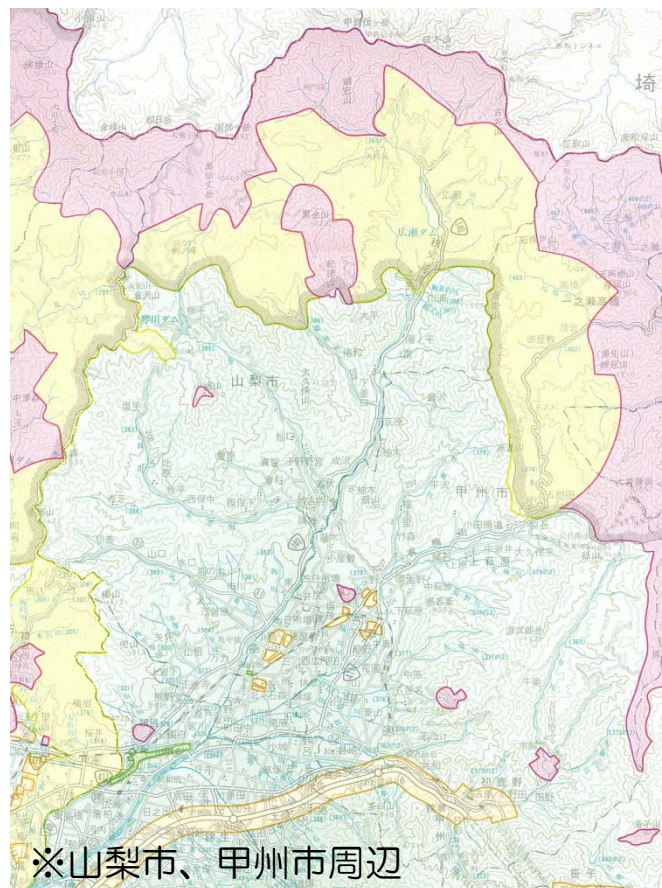
表示し、又は設置してはならない。

許可（第7条）

表示し、又は設置しようとするとき、知事の許可が必要

<地域区分（規制区分）>

◇地域の特性に応じて基準が異なります。



厳しい

緩い

地域区分		概要
禁止地域	第1種	自然公園の特別地域の一部 風致地区 など
	第2種	低層住居専用地域 高速道路などからの一定範囲 など
許可地域	第1種	中高層住居専用地域 自然公園の普通地域の一部 など
	第2種	第1・3種許可地域に 該当しない地域 など
	第3種	商業地域

※禁止地域でも、一定のルールの中で設置は可能

地域区分（規制区分）は、
県HP「まっぷde山梨」で確認できます。

The screenshot displays the 'まっぷde山梨' (Map de Yamanashi) website interface. At the top, there is a search bar with the text '住所・キーワードを入力してください' (Please enter address/keyword) and a search button. To the right, there are buttons for '情報を選ぶ' (Select information) and '透過度' (Transparency) with a slider. Below the search bar, there are buttons for '目標物' (Target) and '周辺情報' (Surrounding information). The main area is a map of Yamanashi Prefecture, showing various colored zones representing different regulations. The map includes labels for various towns and cities, such as 大和町 (Yamanashi), 美咲 (Misaki), 朝日 (Asahi), 武田 (Takeda), 北口 (Kita-Kuchi), 豊岩町 (Toyogawa), 丸の内 (Marunouchi), and 宝 (Hoshi). The map also shows major roads and the Sagami River. At the bottom of the map, there is a Google search overlay with the text 'Google' and 'まっぷde山梨' in a search bar.

禁止広告物（第4条）

表示し、又は設置してはならない。

- 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は風致を害するもの
- 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの



❗ そもそも設置不可

「景観、風致を害するもの」

「危害を及ぼすおそれのあるもの」

禁止物件（第5条）

表示し、又は設置してはならない。

● 次の物件などには、広告物の表示・設置はできません。



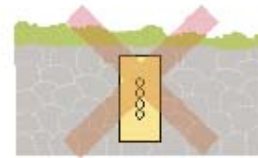
（橋）



（トンネル）



（高架構造物）



ようへき
（石垣・擁壁）



（街路樹）



（信号機）



（道路標識）



（ガードレール）



（消火栓）



（郵便ポスト）



（電話ボックス）



（銅像）



（道路の路面）

など

● 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、
はり紙、はり札、広告旗、立看板等の表示・設置はできません。



（電柱）



（街灯柱）

適用除外（第9条）

規定の適用が除外されます。

（1）禁止物件、禁止地域、許可地域の区別なく
表示又は設置できるもの

- 他法令の規定により設置するもの
- 自己の管理する土地などに表示するもの など

（2）禁止地域、許可地域の区別なく表示又は設置
できるもの

- 自家用広告物（一定の面積以下）
- 道標及び案内図 など

看板の「安全」を脅かすもの

自然環境による要因

看板は雨や風、強い日射しなどの厳しい自然にさらされています。また、台風の強大化、ゲリラ豪雨、竜巻、極端な高温などの異常気象も脅威です。

人為的な要因

強度計算のミス等による設計不良や、設計図通りに施工されないことによる施工不良が要因となった強度不足があります。

経年劣化による要因

塗膜の劣化、金属疲労、経年プラスチックの脆化など、老朽化した看板は、事故のリスクが増加します。

身近に潜む看板事故の危険

事故事例（平成19年）



朝日 刊(15面)

看板落下、1人重傷

AIS

新宿のビル壁面から

19日午前11時半ごろ、東京都新宿区西新宿7丁目の皆梅街沿いの雑居ビルの壁面から、看板(縦約1.5m、横約0.7m、厚さ数センチ)が落下した。歩道を歩いていた会社員の女性(28)が看板の下敷きになり、頭を約4センチ切って重傷を負った。また、男性(33)が落下した看板を持ち上げる際、手を切り軽傷。新宿警が原因や看板の管理状況を調べている。

調べによれば、看板は、雑居ビル「西新宿小林ビル」1階のイタリア料理店「イル・ヴィゴレ」の新宿西口店の外壁で、地上から高さ約3メートルに設置されていた。午前11時半ごろ、表面を右向きで歩いていた女性(28)は、現場の隣のビルにあることにより、事故に気づき、会社に勤める男性は、通行人らも人がうながした。たまたま掃

看板を持ち上げると、女性に頭から血を流して倒れていた。その後、女性は用意された布で頭をよけてもらったり冷やしてもらったりして介抱されていた。

現場のビル4階の手前校に通う女性(18)は「授業中、パリパリ、ドーンと何かかがれ落ちるような音がした。たまたま掃

除いて、目の見えない女性があったが、掃いたりしていたとはなかった」と話した。同じ予備校の女子学生(18)は「いつも真下を通っていたので、ぞっとする」と話した。

落下した看板を調べた捜査員ら19日午後0時38分、東京・新宿で、江口和裕撮影

20

※国土交通省資料より

事故事例（平成27年）



※国土交通省資料より

- 店舗責任者に対して管理上の過失について刑事責任を問われ、業務上過失致死罪が成立するとして刑が言い渡されました。

老朽看板 目視点検に限界

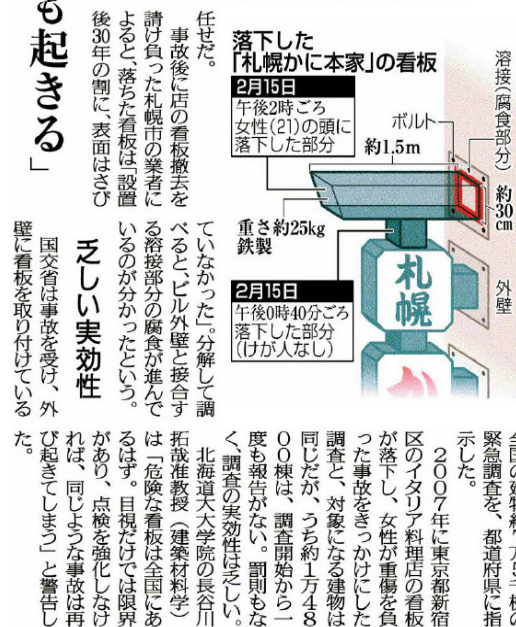
どこにもあるビルの看板が、凶器になった。2月に札幌市で起きた看板落下事故で、被害に遭った看護助手の女性(21)は1カ月過ぎても意識不明のまま、看板は設置後約30年で、老朽化していたが、点検は目視のみ。全国各地にある看板管理の実態は国土交通省も把握しておらず、専門家は「いつか事故が起きても、おかしくない」と指摘する。

札幌事故 実態把握は困難

前本店ビルから、重さ約25kgの鉄製の看板が強風にあおられて落下、約15m下を歩いていた女性の頭に当たった。1985年3月の看板設置以来、点検は目視のみで、内部の腐食は一度も調べていない。

管理者任せ
「点検は業者に任せておろ、これまで異常はなかった。事故後の記者会見で、かに本家の担当者は釈明した。しかし札幌市が義務付けた。基本、老朽化対策は管理者任せだ。」

落下どこでも起きる
「落下した「札幌かに本家」の看板は、2月15日午後2時ごろ、女性(21)の頭に落下した部分。重さ約25kg、鉄製。2月15日午後0時40分ごろ、落下した部分(けが人なし)。



安全対策について

【全国】

近年の落下事故の増加（H28年：20件、H29年：44件）

【国土交通省】

- H27年3月：安全性の周知啓発と自主点検を文書で依頼
- H28年4月：点検義務を追加（条例ガイドライン）
- H29年7月：点検の具体策策定（安全点検に関する指針）



【山梨県】

落下事故が発生しており、今後も増加の恐れがある。
（H29年：2件、H30年10月1日時点：6件）

すべての地域の広告物に点検義務化し、設置者等が危険の兆候の把握を行い、安全のための管理を徹底する。

これまでの 山梨県屋外広告物条例・規則

1 管理義務

管理義務（第13条）禁止地域及び許可地域に広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持しなければならない。

2 自己点検

「安全点検実施要領」（第3条）要許可広告物等を表示し、設置し、又は管理する者は、自主的に点検を行うものとする。

3 許可の有効期間

許可（第7条）更新規定が無く、有効期間が満了した後も継続して表示し、又は設置しようとする者は、再び許可を受けなければならない。

山梨県屋外広告物条例・規則 改正の概要

2 点検義務の対象について

「安全点検実施要領」（第3条）要許可広告物等を表示し、設置し、又は管理する者は、自主的に点検を行うものとする。

要許可広告物だけの、要領による自主点検だった…。



点検義務等（第13条の2 第1項）

広告物等を設置し、又は管理する者は、当該広告物等について、規則で定めるところにより、当該広告物等の損傷、変形、腐食等の異常の有無の確認その他の安全性の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物等※については、この限りでない。

※貼紙、貼札、のぼり旗、立看板、車両・船舶等に表示するもの

3 点検の方法・時期について

「安全点検実施要領」（第3条）点検方法について定めなし。
有効期間満了後に継続して表示するための許可を受けるとき。



点検（規則第15条の3 第1項）

堅ろうな広告物等にあつては三年以内、その他の広告物等
にあつては二年以内ごとに、目視、打診等により行うものとする。
ただし、許可を受けた広告物等にあつては、許可の有効期間内に行うものとする。

【点検時期】

許可が必要な広告物：許可の有効期間内

小規模な自家用広告物等の

許可が不要な広告物：堅ろうな物は3年以内
その他の物は2年以内

期間内毎に1回
以上実施して
ください。



この期間内であればいつ点検を行っても構いません。
他の点検（特殊建築物定期調査報告など）と併せて行う
ことが容易です。

4 点検資格が必要な広告物について

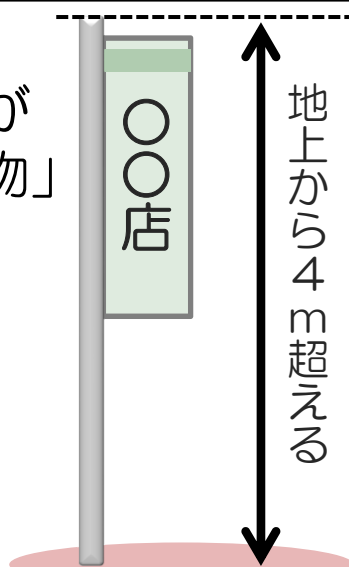
「安全点検実施要領」（第3条）点検者の資格要件なし。



点検義務等（第13条の2 第2項）

広告物等を設置し、又は管理する者は、点検（規則で定める広告物等※1に係るものに限る。）を行うときは、屋外広告士その他の規則で定める資格※2を有する者に行わせなければならない。

(※1)
「点検資格が
必要な広告物」



(※2) 「点検資格」

- 屋外広告士
- 建築士
- 山梨県屋外広告物講習会修了者
- 他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者
- 職業訓練修了者
（広告美術科にかかもの） など

5 点検の項目について

「安全点検実施要領」 (第4条)	点検（規則第15条の3 第2項）	
(1)表示面の汚染、変色、はく離	基礎部分 及び上部 構造	(1)上部構造体の傾斜等
(2)表示面の破損、変形、ビス等の欠落		(2)基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間及び支柱の傾斜等
(3)蛍光灯、照明灯、ネオン管等の不発光、損傷、接続不良		(3)鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化
(4)取付け(支持)部分の変形、腐食、老朽化	支持部	接合部の腐食、変形及び隙間
(5)部材の変形、腐食、老朽化		接合部（ボルト、ナット等に限る。）の緩み及び欠落
(6)ボルト、ビス等のさび、ゆるみ、欠落等	取付部	アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形
(7)その他点検を要すると考えられる箇所		溶接部及び充填材の劣化等
		柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常
	広告板	表示面板等の汚染、変色及び剥離
		表示面板等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落
		側板等の腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損
		広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり
	照明装置	照明装置の不点灯及び不発光並びに接続不良
		照明装置の取付部の腐食、破損及び変形並びに浸水
		周辺機器の劣化及び破損
	付属部材等	付属部材等 付属部材等の腐食及び破損
		その他点検した事項

6 点検結果の作成について

「安全点検実施要領」（第3条）点検様式による。



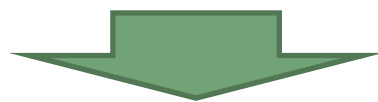
点検（規則第15条の3 第4項）

点検を行った者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成しなければならない。

- 一 点検を行った者の氏名等
- 二 条例第十三条の二第二項の規定により第八項各号に掲げる者に点検を行わせる場合にあっては、点検を行った者の資格
- 三 点検を行った日
- 四 広告物等の種類、設置場所及び設置日
- 五 点検箇所、点検項目及び異常の有無
- 六 異常が確認された場合にあっては、異常の内容及び行った補修等の概要
- 七 その他知事が必要と認める事項

7 点検結果の保存について

「安全点検実施要領」（第3条）点検結果の保存規定なし。



点検（規則第15条の3 第5項）

広告物等を設置し、又は管理する者は、点検結果の書類及び当該広告物等の点検後の写真を、新たに点検を行い、又は当該広告物等を除却するまでの間、保存しなければならない。

8 点検結果の報告について

「安全点検実施要領」（第3条）報告は、有効期間満了後に継続して表示するための許可を受けるとき。



点検義務等（第13条の2 第3項）

許可の有効期間の更新の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、点検の結果を知事に報告しなければならない。

点検（規則第15条の3 第9項）

点検の結果の報告は、「広告物等安全点検報告書（第五号様式の三）」により行わなければならない。

点検（規則第15条の3 第10項）

資格証の写しを報告書に添付しなければならない。
(地上から4mを超える広告物の点検)

山梨県屋外広告物安全点検指針

1 趣旨

指針P1

「山梨県屋外広告物条例」

第13条の2（点検義務等）の規定に基づき

安全性の点検に関して

- 必要な基本的事項を定める
- 公衆に対する危害の防止を図る

2 適用の範囲

指針P1

すべての地域の広告物等を対象とする。

※ただし、規則第15条の3第6項に規定する広告物等は除く。

○規則第15条の3第6項に規定する広告物等

- 貼紙
- 貼札
- 広告の用に供する旗（のぼり旗など）
- 立看板（A型看板など）
- 車両、船舶等に表示し、又は設置するもの
- その他上記に定める広告物等に類するもの

3 点検の時期及び方法

点検の時期

指針P2

許可が必要な広告物 : 許可の有効期間内

小規模な自家用広告物等の

許可が不要な広告物 : 堅ろうな物は3年以内
その他の物は2年以内

⇒上記期間内毎に1回以上実施する。

点検の方法

目視、打診等を基本とする。

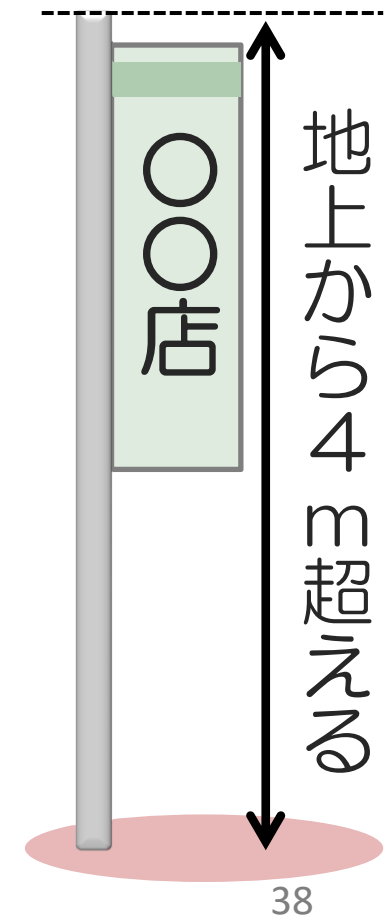
4 点検者の資格

点検者の資格

指針P2

上端の高さが地上から4mを超える広告物の
点検は次の資格が必要です。

- 屋外広告士
- 建築士
- 山梨県屋外広告物講習会修了者
- 他の地方公共団体が行う
屋外広告物講習会修了者
- 職業訓練修了者
(広告美術科にかかもの) など

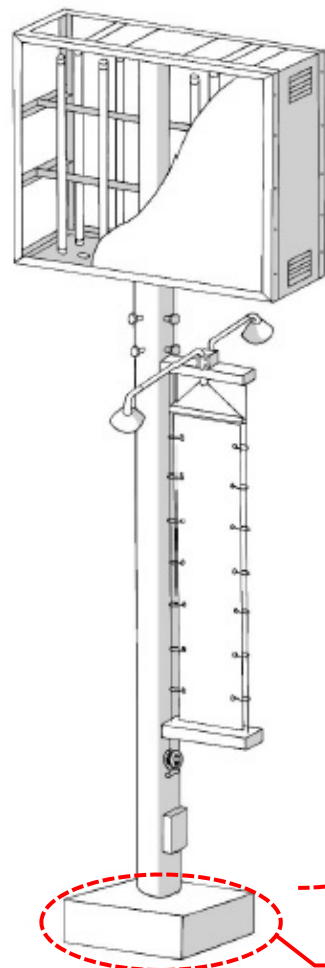


5 点検箇所・点検項目

基礎部分・上部構造

指針P3,14

(例)



上部構造全体がぐらついていないか？

基礎にひび割れや、支柱と根巻きとの隙間がないか？

上部構造

さびが発生したり、腐食が進行していないか？

基礎部分

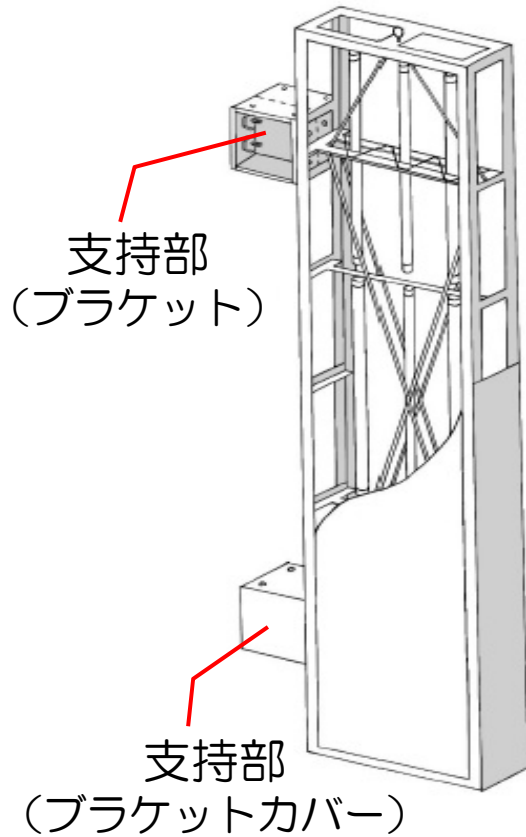


5 点検箇所・点検項目

支持部

指針P4,13

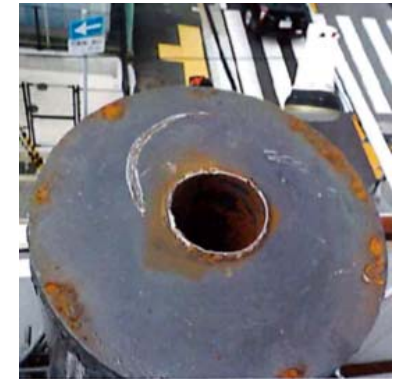
(例)



接合部（溶接部）が腐食していないか？



接合プレート部が腐食していないか？



接合部のボルトの緩みや欠落がないか？

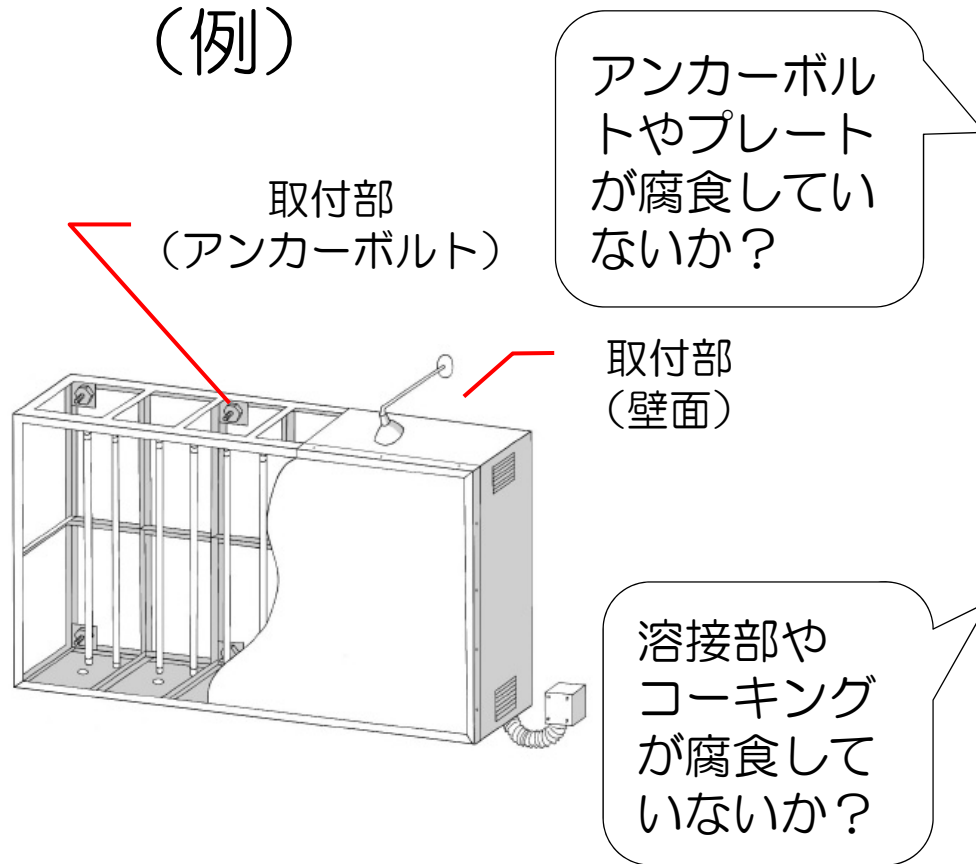


5 点検箇所・点検項目

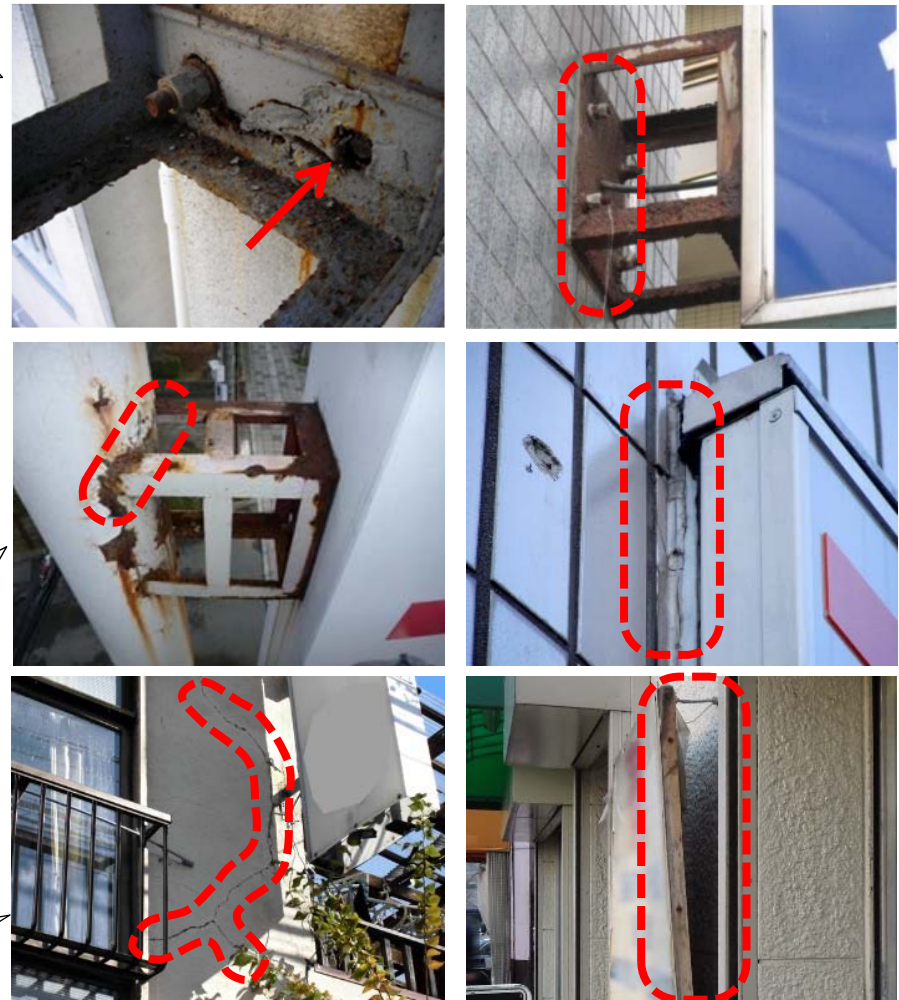
取付部

指針P5,15

(例)



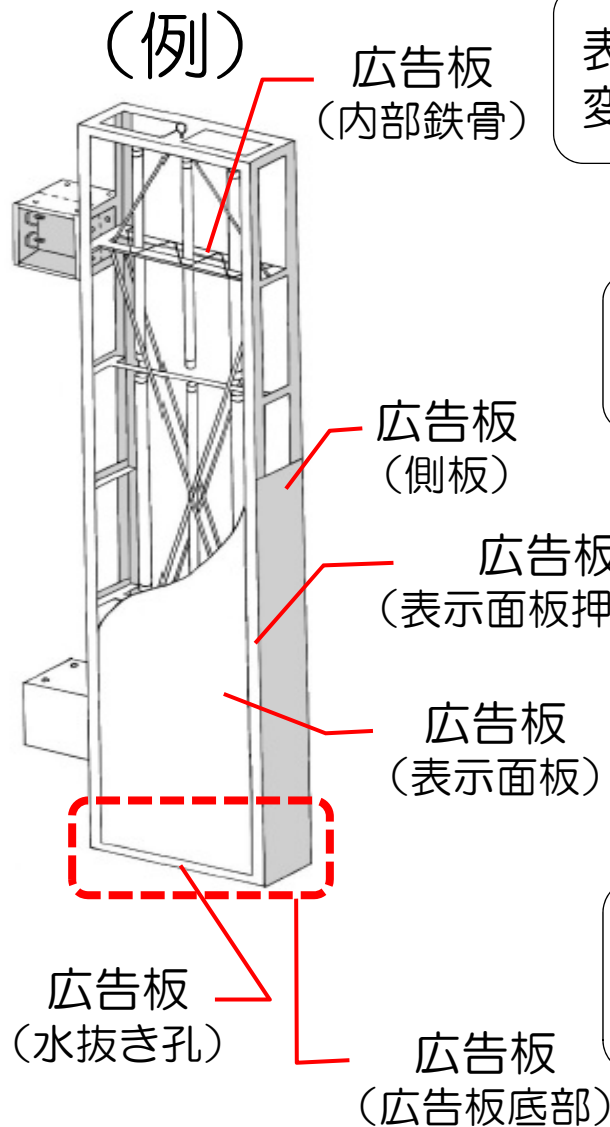
柱や壁、スラブにひび割れや隙間がないか？



5 点検箇所・点検項目

広告板

指針P5,6,13



表示面板がはく離、
変形していないか？



表示面板押さえが腐食
していないか？



広告板底部が腐食
していないか？



水抜き孔が詰まって
いないか？

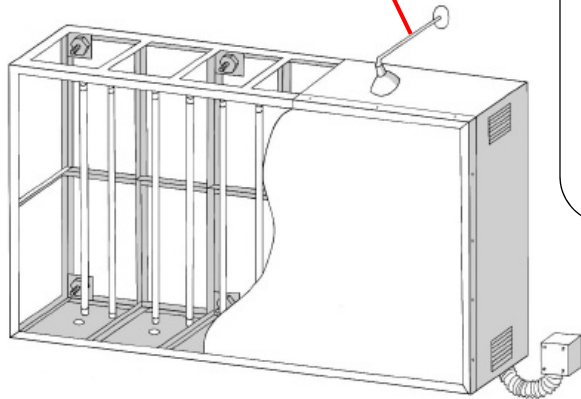
5 点検箇所・点検項目

照明装置

指針P6,7,15

(例)

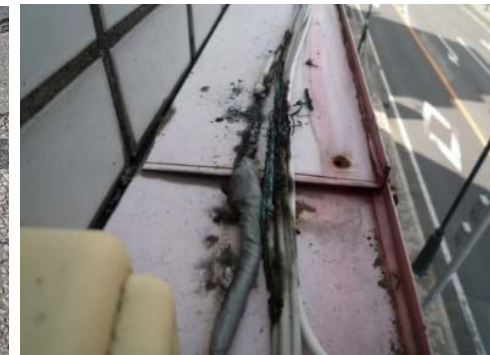
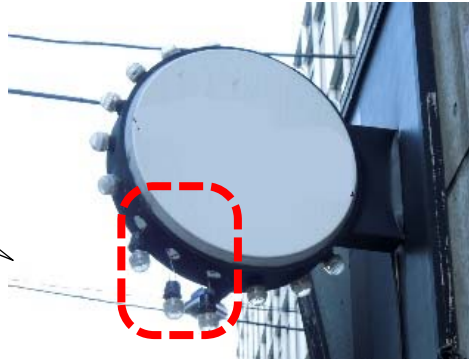
照明装置
(電材)



照明装置の不点
灯がないか？

照明装置の
取付部が破
損していな
いか？

変圧器 (トランス) や配線
が劣化していないか？



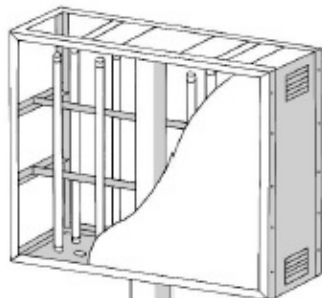
5 点検箇所・点検項目

附属部材等

指針P7,14

(例)

振れ止め棒が変形していないか？




附属部材

附属部材が破損していないか？




6 点検時の留意点

指針P16

症状	疑われる現象
<p>ブラケットカバーや広告板底部の腐食、壁面のさび等の<u>汚ダシ</u></p> 	<p>内部や取付金具等外側から見えない場所で<u>腐食の進行</u></p>


6 点検時の留意点

指針P16

症状	疑われる現象
<p>水抜き孔の詰まり</p> 	<p>さびのはく離が生じる著しい腐食や、広告板内部に<u>水が滞水</u>し、<u>広告板底部の腐食の進行</u></p>


6 点検時の留意点

指針P16

症状	疑われる現象
<p>アクリル板等の表示面 板の<u>変形（たわみ）</u></p> 	<p>表示面板の<u>伸縮及び劣化</u></p>

6 点検時の留意点

指針P16

症状	疑われる現象
<p data-bbox="219 368 667 443">照明の<u>不点灯</u></p> 	<p data-bbox="1003 368 2000 531">配線不良や漏電等に起因した、<u>電気設備の不具合</u></p>



異常が確認されたときは、当該広告物の設置経過年数なども考慮し、場合によっては見えない部分の詳細点検を行うことを考えてください。

7 詳細な点検について

指針P17

目視、打診等により危険な兆候が確認された場合、必要によって詳細な点検を実施することが望ましい。

【参考】

「屋外広告物点検基準（案）」

- 日本屋外広告業団体連合会
- 日本サイン協会
- サインの森

山梨県ホームページ

山梨県 屋外広告物



で検索

屋外広告物

屋外広告物は、商業活動などをPRする1つの有用な手段ですが、無秩序、無制限に氾濫すると、まちの景観や自然環境などを乱す原因となってしまう。また、屋外広告物は適切に管理しないと、老朽化などにより県民に思わぬ事故を及ぼす恐れもあります。

県では、屋外広告物法に基づいた「[山梨県屋外広告物条例](#)」により、表示できる屋外広告物の「大きさ」や「色」、また管理者の設置などのルールを定めています。

全国屈指の優れた自然景観を守るとともに、にぎわいの中にも落ち着きと気品のある景観に配慮した屋外広告物の設置にご協力をお願いします。



平成31年4月1日から看板のルールが変わります！

山梨県屋外広告物条例の一部改正について

屋外広告物の安全点検が義務化されます。

近年、屋外広告物の落下事故等が全国的に発生しており、屋外広告物の安全性への関心が高まっています。

このため、山梨県では公衆に対する危害防止のため、屋外広告物条例を一部改正し、平成31年4月からすべての広告物及び掲出物件（簡易な広告物等を除く）に安全点検を実施していただくこととなりました。

[PDF 条例改正チラシ \(PDF: 267KB\)](#)

[詳しい制度の内容についてはこちら。](#)

条例改正に関して説明会を開催します。

「山梨県屋外広告物条例説明会」

日時：平成31年2月22日（金） 14時～15時30分（受付13時30分～）

屋外広告物の安全点検の義務化について

近年、屋外広告物の落下事故等が全国的に発生しており、屋外広告物の安全性への関心が高まっています。

このため、山梨県では公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物条例を一部改正し、平成31年4月からすべての広告物等（簡易な広告物等を除く）に安全点検を実施していただくこととなりました。

広告物のオーナーや管理者には管理義務があります。広告物を安全に管理するために定期的な点検を行いましょう。

<参考資料>

[PDF 条例改正チラシ \(PDF: 267KB\)](#)

[PDF 山梨県屋外広告物条例 \(平成31年4月1日施行\) \(PDF: 342KB\)](#)

[PDF 山梨県屋外広告物条例施行規則 \(平成31年4月1日施行\) \(PDF: 1,327KB\)](#)

条例改正に関して説明会を開催します。

「山梨県屋外広告物条例説明会」

日時：平成31年2月22日（金） 14時～15時30分（受付13時30分～）

会場：山梨県庁防災新館201、202会議室

内容：条例改正の趣旨及び内容について

対象：主に看板業者及び広告主ほか

[Excel 参加申し込み用紙はこちら \(エクセル: 38KB\)](#) ← メールもしくはFAXにてお申込みください。

点検の対象

すべての屋外広告物が対象です。

次の広告物は対象外ですが、良好な状態に保つ適正な管理は必要です。

はり紙、はり札、のぼり旗、立看板、車両・船舶等に表示するものなど。

点検の方法等

最後に

看板オーナー様へお願い

- 点検は、広告物を安全に保つための“手段”であり目的ではありません。
- 万が一、広告物が落下し、人に怪我を負わせると会社やお店の信用も落としてしまいます。
- 点検だけでなく、日常的な管理を心がけてください。

最後に

看板業者様へお願い

- 看板のルールをオーナー様へ周知することは、看板業者様の社会的責任でもあります。
- 同時に、維持管理の重要性を理解してもらい、定期的な安全点検を提案してください。
- 看板設置後も、フォローをお願いいたします。